

社会福祉法人あけぼの会 役員等報酬規定

(目的)

第1条 本規定は、社会福祉法人あけぼの会定款第21条に定める役員等報酬を定めたものである。

(役員報酬額)

第2条 役員は、所定従事時間を定めたくえで以下の役員報酬を支払う。

(1) 週の所定従事時間が10時間以内の場合 月額100,000円以内

(2) 週の所定従事時間が(1)を超え20時間以内の場合 月額240,000円以内

(3) 週の所定従事時間が(2)を超える場合 月額400,000円以内

2 上記(3)は常勤者とし、法人内規定に従い通勤手当を支給し、また社会保険加入対象者とする。

3 賞与、退職金は支給しない。

(兼務理事の報酬額)

第3条 職員兼務の理事については、職員給与規定により給与、賞与、退職金を支給し、役員としての報酬は支給しない。

(監事、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬額)

第4条 法人の業務に従事する監事及び評議員については、交通費、日当として1回につき源泉徴収後の額5,000円を支払うものとする。